

平成 29 年度 石川児童クラブの利用について(案内)

本町では、昼間保護者のいない家庭における児童の育成指導を図るため、遊びを主とした健全育成活動を行う「石川児童クラブ」を開設しております。

つきまして、平成 29 年度石川児童クラブの利用を希望される方は、下記の内容をご確認のうえ申込み下さい。 なお、児童クラブの必要性の高い児童を優先しますので、申し込みをされてもご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

※現在、児童クラブを利用中で、29 年度も継続して利用を希望する方も、申請が必要となります。

記

1. 対象児童 石川小学校 1 年生から 6 年生

① 下校にバス（スクールバス）等を利用しない児童のうち、下記の要件を満たす児童。

○ 同居する父母・祖父母等が下記の理由により下校時から 17 時 30 分の時間帯において児童の保育ができないこと。 (同居するとは、同一敷地内に居住している方を含みます。)

- ・ 就労している（自営業・農業を含む）
- ・ 就職するために学校（職業訓練校等）に通学している
- ・ 病気や心身の障がい、介護等その他の事由により児童の保育ができない

② 児童、または児童の兄弟等に障害があり、児童クラブ利用を必要と認められる児童。

2. 開設日 (1) 平日〈祝祭日を除く〉

下校時から午後 5 時 30 分まで

(2) 夏休み・冬休み等〈土日・祝祭日・お盆 8 月 12 日から 16 日

・ 年末年始 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで等を除く〉

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

(3) 新学期 : 在校児童は、4 月 3 日から

: 新入学児童は、入学式当日から

※ 利用希望者がいる場合のみ午後 5 時 30 分から午後 6 時 45 分の延長時間を開設します。

※ 児童クラブ利用後は、児童クラブへ保護者が迎えに来ていただき帰宅することになります。

※ 学校運営の都合により、時間が変更となる場合もあります。また、授業が早く終わる日についても、お弁当を持参して利用することができます。なお、災害、インフルエンザ等のため小学校が臨時休校となった場合には、児童クラブも活動休止となります。

3. 登録料 1, 800 円 (4 月の利用料と一緒に引き落とします。)

4. 利用料 1 ヶ月 2, 500 円 (口座振替)

※ 兄弟で利用する場合は、2 人目以降は 1 ヶ月 1,250 円となります。

※ 利用料のほか、おやつ代 500 円を別途集金いたします。

※ 夏休みを利用しない場合には、8 月分を徴収いたしません。

※ 夏休みだけの利用も可能ですが、登録児童の状況により利用できない場合があります。

利用料は、4,000 円（登録料 500 円）でおやつ代 1,000 円集金いたします。

5. 延長利用料 ☆ 1 日 100 円

※午後 5 時 30 分～6 時 00 分まで利用の方。

☆ 1 日 200 円

※午後 5 時 30 分～6 時 45 分まで利用の方。

6. 保 険 一般財団法人 児童健全育成推進財団【児童クラブ共済制度】に加入します。
7. 開設場所 町立石川小学校内「児童クラブ室」
但し、季節等により上記以外の場所で活動することもあります。
8. 登 録 数 80名（定員を超えた場合には、審査により調整させていただきます。）
9. 指 導 員 町専任児童クラブ指導員
10. 申込方法 児童クラブ利用申請書・家庭調査票・在職証明書等を提出してください。
提出した書類をもとに審査を行い、利用の可否を決定し、保護者の方へ
通知いたします。

提出書類

- ①児童クラブ利用申請書
②家庭調査票
③在職証明書等 ※必要添付書類参照

**※添付する書類は保護者（父・母）および同居している祖父母（同一敷地内を含む）
分が必要です。**

必要添付書類

	要件	必要添付書類
1	就労（内定含む会社員）の場合	在職（内職含む）証明書（所定の用紙に事業者が記入したもの）
	就労（自営業・農業）の場合	自営業従事確認書（事業主が記入）又は 農業従事確認書（農業委員会で確認）
2	求職中の場合	申し込み時点では書類の提出は不要です 入所後2ヶ月以内に就労を開始し1の証明書を提出してください
3	就学の場合	①在学期間の記載のある在学証明書の写し
		②時間割表等の写し
4	障がいの場合	手帳の写し
5	疾病・負傷や 看護・介護の場合	①介護を必要とすることを証明できるもの（診断書、障害者手帳、介護保健被保険者証の写しなど
		②疾病・看護等確認書

※ 上記に定めるほか、必要により要件等を証する書類等の提出を求める場合があります

※用紙は保健福祉課・児童クラブで配布します。または石川町 HP よりダウンロードできます。

※申込は先着順ではありません。

※定員を超える場合は、保護者の就労状況、児童の学年（1年生から3年生を優先いたします）
や世帯の状況等により厳正に審査をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い
いたします。

※兄弟姉妹で申込をされても、優先基準により、年少の児童のみ利用となる場合があります。

- 1.1. 申込期限 **平成29年2月20日（月）**
- 1.2. 提出先 役場保健福祉課児童福祉係または、
児童クラブ指導員（児童クラブ室石川小学校1階へ）
- 1.3. 決定通知 3月10日（金）までに審査結果を通知致します。
- 1.4. 問い合わせ先 石川町役場 保健福祉課 児童福祉係 0247-26-0811